「WaWaOffice」サービス契約規定改訂のお知らせ

平素は「WaWaOffice」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
このたび弊社では「WaWaOffice」サービス契約規定を下記のとおり変更いたしますのでご案内申し上げます。
今後とも「WaWaOffice」をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【改訂日】　　２０１７年11月１日

【新旧対比表】　　「WaWaOffice」サービス契約規定の改訂箇所は以下のとおりです。

現　行（第11版）	改訂後（第12版）
※赤字部分が改訂又は追加になった箇所です。	
第11条（本サービス・本システムの変更）	第11条（本サービス・本システムの変更）
２．前項の通知は、第２５条に指定する方法に従い、その変更が著しいものであるときは６か月前まで、それ以外のときは１か月前までに行うものとする。	２．前項の通知は、第２５条に指定する方法に従い、その変更が著しいものであるときは６か月前まで、それ以外のときは１か月前までに行うものとする。 ただし、利用者に影響を及ぼさない軽微なシステム仕様変更はこの限りではない。

以上